

(三者覚書第 11 条関係)

作業計画書（提出）

国部整多工一第 229 号
平成 26 年 3 月 5 日

(市道管理者)
中 津 川 市 長 殿

(砂防施設管理者)
多治見市小田町四丁目 8 番地の 6
国土交通省 中部地方整備局
多治見砂防国道事務所長

平成 26 年 2 月 24 日付け締結した三者覚書（「前山における里山整備に関する三者覚書」）の第 11 条（作業計画書の提出と報告）の規定により、次のとおり作業計画書を提出いたします。

記

〔 作 業 計 画 書 〕

作 業 期 間	平成 26 年 4 月 1 日 から 平成 27 年 3 月 31 日 まで
作 業 計 画 (1)	・ 鍵付きゲートの設置 2 箇所 ※設置位置については別図参照
作 業 計 画 (2)	・ 作業道および林道の補修 ※補修箇所については、中津川市建設課及び旧 19 区 山林割山組合と調整を図り決めるものとする

お問合せ：多治見砂防国道事務所 工務第一課（新田）

TEL 0572-25-8023

別図

縮尺
S=1:10,000

凡例

- 林道(市) } 今回の覚書
- 作業道(市) } 摘要範囲
- 旧19区山林割山組合の借地範囲

